平成２３年（フ）第２８号
徳島県三好市池田町大利国畑192番地
債務者　三木　正幸
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３３１号
青森市合浦１丁目３番38号
債務者　鈴木以久子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
岩手県宮古市西町２丁目１番５号　佐々木方
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９７号
兵庫県三田市東本庄1188番地、従前の住所京都府宇治市木幡平尾28番地の383
債務者　池田　響子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４５号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―610号
債務者　中吉　厚富
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１１号
神戸市須磨区飛松町５丁目１番地75　コスモハイツ302号室、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町谷八木592番地
債務者　多田　幸穂
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５４号
神戸市垂水区塩屋町９丁目17番８―202号
債務者　Ｒｓａｌｏｎ　ＫＢＣこと　工藤　真樹（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５７号
神戸市北区北五葉３丁目８番31―502号、従前の住所神戸市北区惣山町２丁目８番地の７
債務者　加茂　達夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１８号
神戸市垂水区狩口台６丁目７番２―101号
債務者　前田　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５３号
兵庫県三木市加佐789番地
債務者　池町　滋史
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６１号
神戸市兵庫区荒田町３丁目３番３号、従前の住所神戸市中央区八幡通１丁目１番19―502号
債務者　中桐　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１０号
神戸市長田区林山町１番地の４　エクセルヒルズ長田303号
債務者　奥平　哲也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
広島県福山市横尾町２丁目12番22号　ハイネス田中Ⅱ202
債務者　日野　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６３８号
北九州市門司区高田１丁目17番６号
債務者　平口比呂子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１７号
北九州市小倉北区室町２丁目２番４号
債務者　中山　　進
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１８号
北九州市小倉北区室町２丁目２番４号
債務者　中山　久美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４７号
北九州市小倉南区横代北町２丁目９番16号
債務者　國永　二郎
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部